

福島県知事

内堀 雅雄 様

令和5年台風第13号による大雨災害に係る

要望書

令和5年10月11日

福島県いわき市長

内田 広之

いわき市議会議長

大峯 英之

【はじめに】

日頃より、市政進展のため、ご支援・ご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、本市では、東日本大震災や原子力災害の影響が残るなか、復興創生に向けて懸命に取り組んでまいりました。更に、激甚災害となった令和元年台風第19号等による市内各所での甚大な水害への対策を講じてきました。

このような最中、令和5年台風第13号により、9月8日夜には、県内初となる線状降水帯が発生し、内郷地区をはじめ市内各所で河川堤防の決壊・越水による水害や土砂災害が発生しました。

現在、市内各所における被害の状況確認に全力を傾注していますが、1,200棟を超える床上浸水の住家被害のほか、中小企業の社屋等や農地・森林等の被害など生活拠点や生業拠点への影響が顕著となっております。

加えて、県内唯一の国宝建築物であり、随一の観光名所でもある「白水阿弥陀堂」も水害を受け、シンボル施設自体の被害はもとより、市民の心にも少なからず影響を及ぼしています。

本市としては、現在、市民・企業・各種団体と力を結集するとともに、国や県、更には全国各地の自治体からの温かいご支援もいただきながら、懸命な復旧活動、そして被災された方々の生活再建支援に全力で取り組んでいるところであります。

福島県におかれましては、発災直後から本市に寄り添った支援を賜っておりますことに感謝申し上げます。とりわけ、「被災者生活再建支援に関する緊急要望」に即座に対応し、県独自の支援制度を創設いただいたことにも、重ねて御礼申し上げます。

今後、ますます、予測が困難な災害の頻発化・激甚化が見込まれることから、国、県、市の所管・垣根を越えて、より一層連携を強化して一体的に防災対策に努めていく必要があります。

つきましては、再び大災害に見舞われた本市の状況等をご賢察の上、次の事項について特段のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【重点事項】

1 激甚災害の指定について

今回の台風第13号による大雨等により発生した本市の災害について、激甚災害の指定期間などを弾力的に運用し、激甚災害として指定することを国へ強く求めている。

2 河川の面的な防災・減災対策について

(1) 河川整備計画の見直し及び面的な治水対策の検討について

河川における災害の原因を究明し、再度災害の防止を図るための対策を講ずるとともに、河道掘削や樹木伐採など維持管理の強化や流域全体を見据えた河川整備計画の見直し、それを踏まえた市管理河川を含めた面的な治水対策の指導・検討をお願いしたい。

(2) 流域治水の推進に向けた支援について

流域治水の推進に向け、河川や雨水管整備の対策だけでなく、効果的な治水対策を検討するため、台風第13号の大雨による被災はもとより、今後の気候変動の影響や線状降水帯の発生による被災のメカニズムの解析など調査・分析に関する技術的・財政的支援をお願いしたい。

(3) 洪水浸水想定区域の早期指定について

市民に適切な避難行動を促すことを目的とした河川洪水ハザードマップを作成・周知するため、今後、解析予定となっている河川（宮川、神白川など30河川）における、洪水浸水想定区域の指定に向けた取組みの推進をお願いしたい。

3 災害等廃棄物処理事業に係る補助対象の拡充について

現行の制度では、全壊を除く損壊家屋等の解体費用については補助対象としていないが、東日本大震災からの復興の最中に発生した「令和元年東日本台風」での被害については「特定非常災害」の認定により、また、コロナ禍の中で、令和3年2月及び令和4年3月に発生した福島県沖地震の被害に対しては「特例措置」により、半壊家屋の解体費用についても補助対象とする措置がなされました。

今般の災害についても、令和3年2月及び令和4年3月に発生した「福島県沖地震」における対応と同じく、特例的に半壊家屋の解体費用も補助対象とする「災害等廃棄物処理事業補助金」の拡充について、国へ強く求めている。お願いしたい。

4 被災企業支援について

(1) 被災企業の事業再建・継続を支える財政的支援の実施について

被災した設備機械や棚卸資産の復旧を対象とした小規模事業者支援推進事業（自治体連携型）の実施をお願いしたい。

また、本事業の国費上限は県全体で1億円と被害額に対して過少であり、支援対象は小規模事業者のみで中小企業は支援対象外となっている。

そのため、国費の拡充を国に強く求めることや、県独自の財源等により、補助上限を撤廃し、中小企業も支援の対象とする制度の創設をお願いしたい。

(2) 被災企業の事業再建・継続を支える伴走型支援体制の充実について

被災会員企業が、最も多い内郷商工会においては、商工会館が大規模な被害を受け、事業再建・継続に向けた伴走型支援に支障をきたしている。

そのため、内郷商工会の伴走型支援機能の回復に向け、財政的支援をはじめ、各種支援策の検討をお願いしたい。

(3) 被災企業の負担軽減を図るための新たな支援の実施について

汚泥や流木など、敷地内に流入した災害廃棄物は、被災企業が処理せざるを得ない状況で、その負担は極めて大きくなっている。

そのため、被災企業の敷地内に周囲から流入した災害廃棄物の処理費用に対する支援制度の確立を国に強く求めている。

5 被災した国宝・白水阿弥陀堂及び史跡白水阿弥陀堂境域の復旧事業にかかる福島県指定文化財保存活用事業補助金交付要綱の運用の変更等について

(1) 災害で被災した文化財復旧事業について

災害で被災した文化財について、災害復旧事業として実施できるようお願いしたい。

(2) 補助金額について

災害復旧事業として実施した場合、補助金額は国庫補助分を除いた額の1/2以内とするがあるが、上限額での補助金の支出をお願いしたい。

(3) 活用事業を実施しないことについて

活用事業は原則として実施するものとなっているが、被災時の復旧であることから、事務負担及び事業費の軽減を図る観点から、活用事業を実施しなくてよいこととしていただきたい。

6 幼保施設の復旧に係る補助対象経費の拡大や補助率の嵩上げについて

浸水被害にあった市立幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、また県が窓口となる私立幼稚園について、所管省庁によっては園庭等の復旧が補助対象経費とならないことなどから、復旧に係る補助対象経費の拡大を、また、補助の対象となる経費については補助率の嵩上げを、国に強く求めていただきたい。

7 災害対応に係る財政支援について

市では、今回の災害対応にあたり、被災した市営住宅入居者の移転や浸水被害に伴う住家床下消毒などについて一般財源で実施しており、多額の支出が見込まれることから、最大限の財政支援についてお願いしたい。

【分野別事項】

1 河川について

(1) 早期の災害復旧に向けた支援について

河川氾濫などにより多数の箇所では被災した市管理河川の災害復旧にあたって、柔軟な災害査定及び早期復旧に向けた支援を国へ強く求めていただきたい。

(2) 被災した二級河川の早期復旧について

越水により被災した二級河川新川や宮川をはじめとした県管理河川について、早期の復旧をお願いしたい。

(3) 河川水位標示板の設置について

地域住民が河川の水位状況を確認することにより、降雨時の自主避難等の目安や消防団の水防活動の判断材料となるほか、防災意識の向上が図られることから、河川水位標示板の設置がない河川に設置をお願いしたい。

(4) 安定した危機管理型水位計の運用について

危機管理型水位計について、災害等の有事の際に安定した観測ができるように平時の点検や維持管理の強化をお願いしたい。

(5) 簡易型河川監視カメラの夜間視認の強化について

簡易型河川監視カメラについて、夜間においても河川の状況が確認できるような仕様への変更や照明の設置をお願いしたい。

(6) 防災・減災、国土強靱化対策に係る支援の拡充・期間延長について

災害が頻発化・激甚化している中、防災・減災、国土強靱化対策を重点的に推進しているが、河川以外の排水路においても対策を講じる必要がある。

また、厳しい財政状況の中、計画的なハード整備の推進にあたっては、相当な期間が必要なことから、緊急自然災害防止事業債や緊急浚渫推進事業債などの対象事業の拡充や事業期間の延長を国へ強く求めていただきたい。

2 市民生活・住居について

(1) 住宅再建（応急）についての要件拡大について

災害救助法に基づく障害物除去や応急修理等の要件を拡充し、土砂のみの除去や清掃費用等の支援を国へ強く求めている。

(2) 住まいの再建に向けた支援について

民地のがけ崩れが多数生じており、原則、所有者が復旧することとなるが、多額の費用を要することから、個人負担を減らすための補助制度創設などの支援を国へ強く求めている。

(3) 日常生活に最低限必要である生活家電品の提供について

東日本大震災時同様に、床上浸水により住宅が被災した方に対し、日常生活に最低限必要である生活家電を日本赤十字社から提供いただけるよう、国へ強く求めている。

(4) 合併処理浄化槽の復旧にあたり、合併処理浄化槽の改築（浄化槽改築事業）に係る基準額協議の速やかな承認について

故障した合併処理浄化槽の改築については、現時点での申請はないものの、令和5年台風第13号の被災者に対して速やかな支援を実施したいことから、今後発生すると見込まれる協議に係る承認について、速やかに承認いただくよう国へ強く求めている。

(5) 合併処理浄化槽の復旧にあたり、合併処理浄化槽の新築・入れ替えに対する福島県浄化槽整備事業費補助金の拡充について

合併処理浄化槽の新築、入れ替えについて国から補助基準額の1/2の補助があるものの、福島県浄化槽整備事業費補助金については対象外であることから、国費に準じた補助金の拡充をお願いしたい。

(6) 災害対応に係る業務の迅速化について

災害救助法に基づく住宅の応急修理制度等の災害対応に係る業務について迅速な対応を要望するとともに、災害対応業務であることを踏まえ、被災者に寄り添った対応をお願いしたい。

(7) 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度に係る提出書類や事務を複雑にしないことについて

被災者や被災地の施工業者に求める提出書類や事務について、可能な限り、増やすことの無いよう要望するとともに、災害対応業務であることを踏まえ、被災者に寄り添った対応をお願いしたい。

3 上水道について

上水道料金の減免等による減収額に対する財政措置について

上水道料金について、令和5年台風第13号の被災を受けた世帯を支援するため、減免措置を講じる予定であることから、当該減免に係る減収額に対して、特段の財政措置を国へ強く求めている。

4 下水道・農業集落排水について

(1) 下水道雨水対策施設の整備に係る国費等の支援強化(補助率拡充等)について

再度災害防止等の観点からも、下水道(雨水)対策施設としてポンプ場や雨水貯留施設等の整備の取組みを加速させるために、国費の補助率拡充や県費補助の創設等、一層の支援をお願いしたい。

(2) 下水道使用料等の減免等による減収額に対する財政措置について

下水道使用料及び農業集落排水施設使用料について、令和5年台風第13号の被災を受けた世帯を支援するため、減免措置を講じる予定であることから、当該減免に係る減収額に対して、特段の財政措置を国へ強く求めている。

5 農業について

(1) 「福島県農業等災害対策補助事業」の補助対象事業の拡充について

「福島県農業等災害対策補助事業」の実施にあたり、パイプハウス復旧に係る「施工費」、「骨材以外の資材」についても補助対象に加えるよう、補助対象事業の拡充をお願いしたい。

(2) 「中山間地域等直接支払交付金制度」における、災害対応枠の創設について

「中山間地域等直接支払交付金制度」の実施にあたり、被災した集落が行う、「災害廃棄物の処分」、「法面、畦畔等の修繕」等災害復旧活動を支援するための、災害対応枠の新たな創設を国へ強く求めている。ただきたい。

(3) 農地被災への復旧支援策について

激甚災害に指定された令和元年台風第19号においては、農地に流入した土砂撤去等の復旧に対して起債充当されたことから、今回の災害についても同様の対応とするようお願いしたい。

6 教育について

国の補助制度の拡充について

公立学校施設の早期復旧支援として、補助対象の拡充及び補助要件の緩和などを国へ強く求めています。

7 福祉・介護について

(1) 被災を受けた社会福祉施設等に対する災害復旧費の支援について

「社会福祉施設等災害復旧費補助金」及び「社会福祉施設等設備災害復旧費補助金」に係る事務取扱要領の早期発出と、被災した障害福祉サービス事業所等に対して、円滑な事業運営の早期実施に向けた復旧支援制度を充実させるため、補助対象の拡充を国へ強く求めています。

(2) 住居等被災障がい児者への減免措置に対する財政支援について

浸水被害等により、住宅が被災した障がい児者のために行う障害福祉サービス等利用料の減免に対して、財政支援を国へ強く求めています。

(3) 介護サービス事業者等の事業再開に向けた、きめ細かな復旧支援 について

「社会福祉施設等災害復旧費補助金」に係る事務取扱要領の早期発
出及び被災した介護サービス事業者等の事業再開に対するきめ細か
な支援をお願いするとともに、介護サービス事業者等の復旧支援制度
を充実させるため、補助対象の拡大を国へ強く求めています。

(4) 住居等被災高齢者への減免措置に対する財政支援について

浸水被害等により住宅が被災した高齢者のために行う介護保険料
及び介護サービスに係る利用料の減免に対して、財政支援をお願いし
たい。

8 防犯対策の構築について

過去の災害時にも、空き巣被害等が見られたことから、警察によるパ
トロールの強化など、防犯体制の構築をお願いしたい。

9 消防車両について

消防車両は、特殊な機能や装備品、資機材により、一般の車両に比べ
高額となっており、早期の更新や修繕にあたっては、費用負担が大きな
課題となっていることから、被災消防車両の更新や修繕に対し、財政支
援を国へ強く求めています。

10 災害対応について

(1) 災害対応に係る情報共有について

災害対応における関係機関の窓口を一本化し、情報共有の正確性と迅速性の確保をお願いしたい。

また、関係機関が必要な情報を必要な時に取得できるシステムの構築をお願いしたい。

(2) 災害救助法に係る障害物の除去について

泥の除去については、災害救助法の対象外となっているが、社会的に高齢化が進む中で、浸水等の被災者の支援を強化し、負担軽減を図る必要があるため、当該制度の対象の拡大を国へ強く求めるとともに、県独自の支援の検討を併せてお願いしたい。

(3) 災害救助法に係る避難所設置、運営について

避難所施設のトイレ清掃に係る経費については、災害救助法の対象外となっているが、避難者の身体的及び精神的な負担を軽減し、かつ、最低限度の衛生的な生活環境を維持する必要があるため、当該制度の対象の拡大を国へ強く求めていただきたい。

